

## 公募型プロポーザル方式による名張市上下水道部お客様センター業務委託実施要領

### 1. 目的

この要領は、名張市が行う水道事業、下水道事業等にかかる上下水道料金等関連業務（以下「本業務」という。）の委託実施に際し、事務の効率化と利用者サービスの一層の向上を図るため、本業務を行い得る能力を有する民間業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等に優れた者を随意契約締結の候補者として選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 : 名張市上下水道部お客様センター業務委託
- (2) 業 種 : 公共サービス業務、上下水道料金徴収
- (3) 業務場所 : 名張市下比奈知 2 8 2 0 番地
- (4) 業務委託内容 : ①受付窓口業務  
②請求・収納業務  
③滞納整理業務・給水停止業務  
④検針業務  
⑤開閉栓業務  
⑥水道メーター管理業務  
⑦下水道使用料業務  
⑧下水道負担金業務  
⑨浄化槽等管理事務補助業務  
⑩小規模配水池調査業務  
⑪給排水工事等関連業務  
⑫水道施設維持管理業務  
⑬その他業務（①から⑫に付帯する事務で、上下水道部が必要に応じて指示する業務を含む。）

### 3. 業務実施期間

業務実施期間は、令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日までとする。なお、契約締結日から業務開始日までの期間は準備期間とし、当該期間に関する経費は受託事業者の負担とする。

### 4. 提案上限額

本業務委託実施期間の 5 年間における提案額の上限は、5 6 7, 8 4 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）とする。なお、提案上限額を超える見積金額は無効とする。

### 5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- ①名張市入札参加資格者名簿に、登録されている者であること。なお、業種は、「公共サービス業務」「上下水道料金徴収」の両方に登録されていること。
- ②地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ④名張市建設工事等資格停止措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤給水人口 5 万人以上の都市において、本要領 2. (4) における各号の業務と同様の受託実績を有すること。

- ⑥給水人口5万人以上の都市において、本要領2.(4)における各号の業務と同様の実務経験を3年以上有し、かつ常時雇用関係にある業務責任者を配置できること。
- ⑦常時雇用関係がある給水装置工事主任技術者の有資格者を1名以上配置できること。

## 6. 受託事業候補者選定方法

本業務の受託事業候補者選定にあたり、プロポーザルによる技術提案及び企画提案の評価を行うため、上下水道部内に名張市上下水道部お客様センター業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し審査を行う。選定委員会は、プロポーザルへの参加要請を行った事業者(以下「参加事業者」という。)から提出された業務提案書を審査し、評価が著しく低い場合を除き、最も評価が高い参加事業者を受託候補者として選定する。

## 7. スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程	項目
令和5年5月26日(金)	実施要領等の公表(市ホームページ掲載)
令和5年6月7日(水)	プロポーザル参加申込の受付締切
令和5年6月7日(水)～ 令和5年6月8日(木)	資格審査
令和5年6月9日(金)	プロポーザル参加要請書等の発送(郵送)
令和5年6月9日(金)～ 令和5年6月30日(金)	提案書等の提出期間
令和5年6月9日(金)～ 令和5年6月16日(金)	提案書等提出に関する質問書の提出期間 ※6月23日(金)に市ホームページにて回答
令和5年7月10日(月)	提案書等説明会 (プレゼンテーション及びヒアリング)
令和5年7月18日(火)	選定事業者の公表(市ホームページ) 選定(・非選定)結果の通知(郵送)
令和5年7月19日(水)	仕様等協議
令和5年8月1日(火)	契約締結

## 8. プロポーザルの参加申込等

### (1) 参加申込書及び仕様書等の入手期間及び方法

- ① 入手期間・・・令和5年5月26日(金)から令和5年6月7日(水)まで
- ② 参加申込書等及び仕様書等の入手方法・・・名張市ホームページからのダウンロードとする。

### (2) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要及び参加要件確認書(様式第2号)
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 財務状況関係書類(任意書式)
- ⑤ 類似業務受託実績表(様式第3号)
- ⑥ 業務受託実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類
- ⑦ 給水装置工事主任技術者の状況確認書類(任意書式)

### (3) 提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限・・・令和5年6月7日(水)午後5時まで(必着)
- ② 提出場所・・・名張市上下水道部経営総務室
- ③ 提出方法・・・郵送または参加事業者による持参とする。

## 9. プロポーザル参加要請等

### (1) 資格審査及び審査結果通知

選定委員会は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格を審査する。

(2) 審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、プロポーザルへの参加を要請するものとする。

(3) 審査の結果、参加申込事業者がプロポーザルへの参加資格を有しないと判断した場合は、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

(4) 参加要請書等送付日…令和5年6月9日（金）

## 10. 業務提案書の提出等

(1) プロポーザルへの参加事業者は、別に定める「名張市上下水道部お客様センター業務委託仕様書」における業務内容に留意しつつ、「名張市上下水道部お客様センター業務委託事業者選定基準」における「Ⅲ 評価の基準」の各項目の内容に即して業務提案書を作成するものとする。

### (2) 提出書類

①業務提案書（様式第5号）…9部（正本1部、副本8部）

②見積書（様式第7号）…1部

※積算内訳書及び年度別内訳書（それぞれ任意様式）を添付のこと。

③提案説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）出席者報告書（様式第8号）

…1部

#### （留意事項）

- ・業務提案書の作成にあたっては、A4判、縦置き、横書き、左綴りで作成するものとする。A3判を使用する場合は、折綴りとする。
- ・業務提案書（様式第5号）には提案者名等を記入し、これを表紙とすること。詳細は、任意様式によるものとする。
- ・見積書は、提案書とは別に、封緘すること。
- ・見積書には、本業務委託期間の5年間に要する見積金額並びに積算内訳額（経費の区分、単価・工数（人・日）等の必要事項を明記）を記載するものとする。
- ・見積書の年度別内訳書は、令和5年度は4か月、令和6年度から令和9年度は12か月、令和10年度は8か月にかかる見積金額をそれぞれ記載すること。
- ・業務提案書等作成にかかる費用については、提案者の負担とする。
- ・業務提案書等の著作権はそれぞれの作成者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、名張市が無断、無償で複製する場合がある。
- ・業務提案書提出期限以降にける書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- ・提出された業務提案書等の書類は、返却しないものとする。
- ・業務提案書等の書類は、名張市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

### (3) 提出期限、場所及び方法

①提出期限…令和5年6月30日（金） 午後5時まで（必着）

②提出場所…名張市上下水道部経営総務室

③提出方法…郵送または参加事業者による持参とする。

### 1 1. 質問の受付及び回答

- (1) 参加事業者は、業務提案書の作成等に係る質問がある場合、プロポーザルに関する質問書（様式第6号）により行うことができる。
- (2) 質問書の提出期間及び方法
  - ①提出期間・・・令和5年6月9日（金）から令和5年6月16日（金）午後5時まで
  - ②提出方法・・・FAX又は電子メールによるものとする。
- (3) 当該質問書に対する回答は令和5年6月23日（金）に名張市ホームページに掲載する方式で行うものとする。

### 1 2. 提案書説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）

- (1) 実施日 令和5年7月10日（月）
- (2) 実施場所等
  - ①実施場所 名張市上下水道部
  - ②参加人数 5名以内
  - ③使用機器 スクリーン以外は、参加事業者において用意すること。
  - ④費用負担 参加事業者の負担とする。
  - ⑤時間配分

ア 入室及び機器準備及び設置	5分
イ プレゼンテーション	40分以内
ウ ヒアリング	15分
エ 機器撤去・退室	5分
計	65分以内
- (3) その他  
出席時刻等の詳細は、提案書説明会実施日までに別途案内する。

### 1 3. プロポーザルの審査

- (1) 審査は、業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、獨創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠等を基準とし、選定委員会が行うものとする。
- (2) 審査は、業務内容の提案書の内容等に関するプレゼンテーションおよびヒアリングを行った後、別に定める「名張市上下水道部お客様センター業務委託事業者選定基準」に基づき選定委員会が評価し算出した評価総合点によるものとする。
- (3) 評価総合点は、項目ごとに選定委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数がある場合は、小数点第2以下を四捨五入する。
- (4) 評価総合点が最も高い者を受託候補者とする。ただし、評価総合点が著しく低い場合（100点以下）もしくは、委員全員がE評価をつけた評価項目がある場合は、失格とする。

### 1 4. 受託候補者の決定および審査結果通知・公表

- (1) 選定事業者の結果の公表は、市ホームページにて行う。
- (2) 参加事業者すべてに対し、選定（・非選定）結果を通知する。

- (3) 結果の公表・通知日…令和5年7月18日(火)
- (4) 非選定事業者は、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は非選定結果通知日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に行わなければならない。
- (5) 前項に規定する説明要求があった場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、当該非選定事業者の評価点及び順位に限り書面にて回答するものとする。

#### 15. 委託契約

##### (1) 契約締結予定日・予定期間

① 締結予定日…令和5年8月1日

契約予定期間…令和5年8月1日から令和10年11月30日まで

- (2) 業務委託契約の仕様等については、業務提案書の内容を基本として、その趣旨を逸脱しない範囲において、発注者と受託事業者との協議により定めるものとする。
- (3) 本業務委託者は、円滑に受託業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (4) 契約保証金に代えて、契約時に契約履行保証保険契約を締結し、保険証券を提出することができる。

#### 16. 業務提案書の瑕疵

- (1) プロポーザルに関するすべての提出書類及び提案内容に瑕疵があることが判明した時は、その瑕疵について選定委員会で協議の上、参加申込事業者の取り扱いを決定するものとする。
- (2) 選定委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対して、前項の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- (3) 瑕疵が重大または悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、すでに決定した事項を取り消すことがある。

#### 17. 失格要件

参加事業者が次の各号にある事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

① 業務委託契約締結前に入札参加資格停止となった場合

② 業務提案書の作成に不正な行為が認められた場合

#### 18. 次順位の繰上げ

受託事業者候補者に委託締結を締結できない事由が生じた場合は、プロポーザルの審査において次点以下となった参加事業者のうち、評価総合得点が上位であった者から順に本業務委託契約締結のための交渉を行うことができる。

#### 19. 問い合わせ先

名張市 上下水道部 経営総務室

〒518-0413

三重県名張市下比奈知2820番地

Tel. : 0595-63-4114

Fax : 0595-64-2040

E-mail : keiei@city.nabari.lg.jp